

府中市生涯学習推進計画について

1 計画策定の根拠法令

- (1) 教育基本法 第17条2項 教育振興基本計画（地方公共団体の努力義務）
- (2) 社会教育法 第17条1項 社会教育委員の職務（社会教育に関する諸計画の立案）
- (3) 生涯学習振興法 第11条 市町村は連携協力体制整備が努力義務
（地域生涯学習振興基本構想策定は都道府県の役割）

2 府中市としての計画の位置づけ

- (1) 府中市総合計画を上位計画とする生涯学習分野の推進計画
- (2) 府中市教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務の推進に関する計画
- (3) 府中市文化スポーツ部文化生涯学習課生涯学習係の事務を中心とした計画

3 これまでの生涯学習推進計画

- (1) 第1次「府中市生涯学習推進計画 市民カレッジの展開に向けて」
 - ア 計画期間：平成11年度（1999年度）～平成20年度（2008年度）
 - イ 計画の目的：心の豊かさをはぐくむ市民カレッジの展開
 - ウ 基本目標：
 - ① あらゆるライフステージを通じた学習機会と場の充実
 - ② 現代的課題に対応した学習活動への支援
 - ③ 学んだことを地域で生かすことができるシステムの整備
 - ④ 情報提供・相談体制の拡充
 - ⑤ 推進体制の整備
 - エ 完成形の形状：A4判タテ、93ページ
- (2) 第2次「第2次府中市生涯学習推進計画」
 - ア 計画期間：平成21年度（2009年度）～平成30年度（2018年度）
 - イ 計画の基本理念：「学び返し」を通じた地域教育力の向上
 - ウ 基本目標：
 - ① 学んだことを地域で生かすー「学び返し」の支援とネットワークの整備
 - ② ジュニア・ミドル・シニア世代を相互につなぐ学習機会と居場所づくり
 - ③ 地域教育力を高めるための新しい学習活動の支援
 - ④ 「学び」・「学び返し」を迅速・適切につなぐ情報提供・相談体制の拡充
 - ⑤ 推進体制の整備
 - エ 完成形の形状：A4判タテ、93ページ

(3) 第3次「第3次府中市生涯学習推進計画 2019～2026」

ア 計画期間：平成31年度（2019年度）～令和8年度（2026年度）

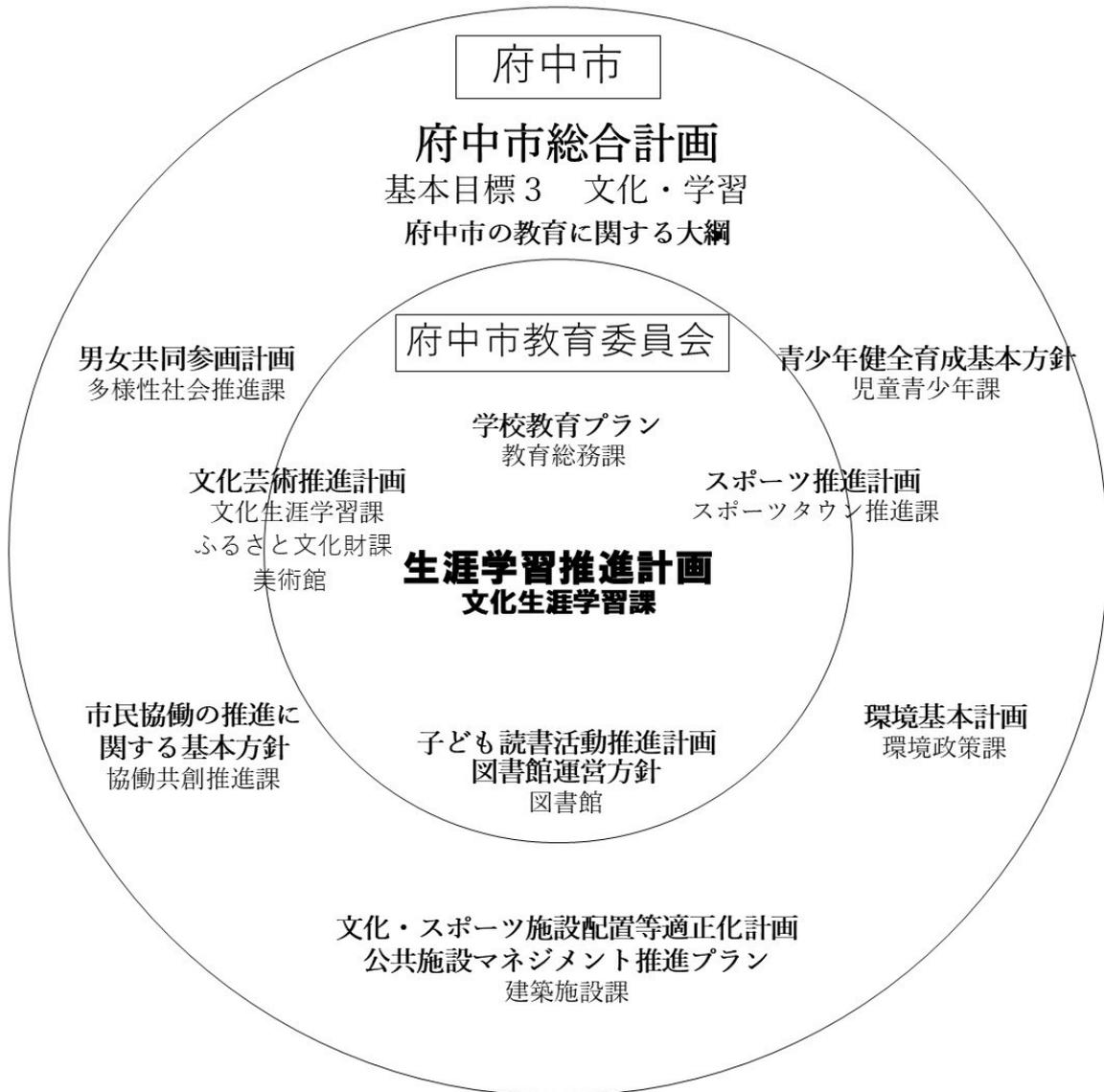
イ 計画の基本理念：人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（第6次総合計画）

ウ 基本目標：

みんなが学び 地域に返す 人と地域がともに育つ 「学び返し」のまち 府中

完成形の形状：A4判タテ、68ページ

4 関連する行政計画



5 次期計画の計画期間と生涯学習センターとの関係

(1) 令和9年度から令和10年度まで 現在の施設での運営（2年間）

(2) 令和11年度から令和13年度まで 府中駅北第2庁舎への仮移転（3年間）

(3) 令和14年度から令和16年度まで 中央文化センター等新複合施設（3年間）